

大阪市ファミリー・サポート・センター会則

(趣旨・目的)

第1条 この会則は、大阪市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき、会員同士が相互援助活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、大阪市ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という。）という。

(事務局)

第3条 本会は本部機能を有する事務局を大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館内に、支部機能を有する事務局を各区子ども・子育てプラザ内に置く。

(本部機能の業務)

第4条 本部は、本部コーディネーターを配置し、次の業務を行う。

- (1) 支部の事業把握及び支部間の連絡調整
- (2) 全市的な広報業務
- (3) 全市的な関係機関との連絡調整
- (4) 大阪市ファミリー・サポート・センター事業運営マニュアル等の改訂及び支部コーディネーター連絡会等の実施、支部の後方支援に関する業務
- (5) 全市的な会員講習会等の実施
- (6) 補償保険に関する業務
- (7) その他大阪市が指示する事項

(支部機能の業務)

第5条 支部は、支部コーディネーターを配置し、次の業務を行う。

- (1) 区における会員の募集・登録・更新及び相互援助活動の調整等に係る事務
- (2) 本部及び他区支部（隣接区等）との連絡調整
- (3) 区内での広報業務
- (4) 区内での関係機関との連絡調整
- (5) サブリーダーの選任及びサブリーダー連絡調整会議の開催
- (6) 区内での会員交流会の開催及び会員研修の実施

(会員)

第6条 市内居住者であり、本部又は支部より承認を受けた者を会員とする。登録は原則として居住区とし、性別・国籍等に関わらず、本事業の趣旨を理解し、本会則を遵守するものとする。

- (1) 会員は、支部コーディネーターを通じて、相互の信頼と責任においてペアを組み、本会則の趣旨・目的に沿って会員間の合意にもとづいた相互援助活動を行う。
 - (2) 会員は、センターの構成員であって、センターと雇用関係はない。
 - (3) 会員は、信義に基づき誠実に相互援助活動を行う。
 - (4) 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭事情などについては、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。退会後においても同様とする。
 - (5) 会員は、政治、宗教、営利を目的とする行為を会員間で行ってはならない。
- 2 依頼会員、提供会員、両方会員は、次のとおりとし、本部・支部が開催する講習会・交流会・研修会等に積極的に参加するものとする。

(1) 依頼会員

概ね生後3か月から10歳未満の子どもの保護者とする。ただし、次に掲げる事由で、本部・支部が認める場合はこの限りでない。

ア 里帰り出産等で一時的に市内に居住するとき。

イ その他子育て支援として当該事業の活用が必要かつ有効と判断されるとき。

(2) 提供会員

子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる適性を備えた満19歳以上の健康な者であって、本市が指定した講習等（別途、定める）を受講・修了した者とする。

また、本人の希望があれば、居住区に加え、近隣区（1区のみ）に入会できるものとする。

(3) 両方会員

依頼会員であって提供会員である者。

3 依頼会員及び提供会員は次の責務を負う。

(1) 依頼会員は、依頼した活動以外の援助を求めてはならない。

(2) 依頼会員は、子どもの安全と健康を十分に考え、依頼会員の判断と責任において、相互援助活動を依頼すること。

(3) 提供会員は、相互援助活動中は会員証を携帯し、必要に応じて提示できるようにすること。

(4) 提供会員は、同時に複数の会員からの依頼を受けてはならない。また、預かった子どもを第三者に委ねてはならない。

(5) 提供会員は、相互援助活動中に預かった子どもの状態等に急変があったときは、速やかに依頼会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、支部コーディネーターより本事業及びセンターの説明を受け、入会申込書（兼会員票）を支部に提出し、承認を受けなければならない。

2 とりわけ、提供会員に関しては、入会に際して、別途大阪市が定める講習等を受けなければならない。また、提供会員が新たに入会する際において、過去に虐待や不適切な行為を行っていないか支部が提供会員に聞き取り等を行い、そのような行為を行っていることが確認できた場合は、支部は登録を差し控える。

3 支部は、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行するものとする。

4 会員は、登録された事項に変更が生じた時は、速やかに支部に届けなければならない。

(退会・会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

(1) 会員が退会を届け出たとき

(2) 大阪市外に転出したとき

(3) 会員が死亡したとき

(4) 会員の登録更新により該当しなくなったとき

2 支部は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員の登録更新の意思が確認できないとき。

(2) 会員として、相応しくない行為があったとき。

(3) 本事業にかかる相互援助活動の実施に必要な適性を欠くと認められるとき。

(4) 提供会員が虐待や不適切な行為を行ったことが判明したとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(保険)

第9条 会員は相互援助活動中の事故に備え、安心して相互援助活動をおこなうために、大阪市が指定する補償保険に加入するものとする。

(相互援助活動の内容)

第10条 相互援助活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所・幼稚園・学校等の開始前・終了後、休業日の預かり
 - (2) 保育所・幼稚園・学校等への送迎
 - (3) 学校の放課後又は学校の放課後等に行われる児童健全育成活動の終了後の預かり
 - (4) 子どもの体調不良等、会員の育児に伴う負担軽減等（リフレッシュ）、臨時的・突発的に援助が必要な場合の預かり
- 2 子どもを預かる場合は、会員の自宅のほか子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意、及びコーディネーターの承認により決定する。
- 3 相互援助活動は、特別の事情がある場合を除き、子どもの宿泊は行わない。

(相互援助活動の実施方法)

第11条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、原則として支部のコーディネーターに対して援助依頼の申し込みをする。

- 2 依頼会員からの援助の申し込みを受けた支部コーディネーターは、援助の内容、日時等相互援助活動の実施に必要な事項（依頼内容・日時・場所・緊急時の連絡方法等）を詳細に確認し、依頼内容に適した提供会員に連絡する。
- 3 コーディネーターが立会いの下、依頼会員と提供会員は、事前打ち合わせを行う。会員双方の合意のもとに、相互援助活動内容を決定する。
- 4 提供会員は、相互援助活動実施後、「援助提供活動内容確認書及び報告書」に活動内容を記入し、依頼会員の確認を受ける。
- 5 依頼会員は、相互援助活動終了後に提供会員に報酬を直接現金で支払う。提供会員は「援助提供活動内容確認書及び報告書」に受領確認の記名を行い、「援助提供活動内容確認書（領収書）」を依頼会員に渡す。
- 6 提供会員は、第4項の「援助提供活動報告書」を翌月5日までに支部に提出する。
- 7 会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員の合意にもとづく準委任契約である。
- 8 依頼会員と提供会員双方の合意が得られない場合は、相互援助活動が成り立たないものとする。
- 9 相互援助活動における必要な事項については、本会則に定めるもののほか、別に定める。

(援助活動の時間)

第12条 相互援助活動時間は、次に示す時間とする。

- (1) 子どもを提供会員宅で預かる場合、提供会員が子どもを預かったときから、依頼会員が子どもを迎えに来たときまでとする。ただし、提供会員が依頼会員宅へ子どもを迎えに行った場合、提供会員が自宅を出発したときから、相互援助活動が開始されたものとし、提供会員が依頼会員宅へ子どもを送り届ける場合、子どもを依頼会員へ引き渡し、その後提供会員がそのまま自宅に到着した時点で相互援助活動が終了としたものとする。
- (2) 子どもを保育施設等へ送り届ける場合、提供会員が自宅を出発したときから、子どもを保育施設等に送り届け、その後提供会員がそのまま自宅に到着したときまでとする。
- (3) 子どもを保育施設等へ迎えの場合、提供会員が自宅を出発したときから、子どもを保育施設等から預かり、依頼会員へ引き渡し、その後、提供会員がそのまま自宅に到着したときまでとする。

- (4) (1)～(3)について、会員間で合意のある場合はこの限りではない。なお、(1)～(3)の移動にかかる経路は、経済的かつ合理的な経路とする。

(報酬)

第13条 依頼会員は、提供会員に対し、相互援助提供活動終了後、別に定められた基準に従って、相互援助活動に応じた報酬を支払う。

(留意事項)

第14条 コーディネーター及び会員は、本事業の実施に当たり安全の確保及び保健衛生に十分留意する。また、会員は、活動中に虐待と疑われる事案を発見した場合には、支部へ速やかに報告すること。相互援助提供活動を行う際に知り得た個人情報について、活動以外に用いてはならないとともに、紛失や盗難被害等のないよう慎重に取り扱うこととする。なお、会員が退会・登録抹消の後も同様とする。

附則

本会則は、平成13年4月1日からとする。

本会則は、平成19年4月1日からとする。

本会則は、平成25年4月1日からとする。

本会則は、平成28年4月1日からとする。

本会則は、令和3年4月1日からとする。

本会則は、令和7年6月1日からとする。